

## 別紙-2 廃棄物の排出海域

排出海域は、サロマ湖漁港（第4種漁港）第2湖口地区から沖方向へ約1.7km離れた、水深約25mの[1]北緯44°10′11″、東経143°55′42″、[2]北緯44°9′59″、東経143°56′37″、[3]北緯44°9′42″、東経143°56′31″、[4]北緯44°9′54″、東経143°55′35″、の4点に囲まれた範囲内（以下「当該排出海域」という。）とする（図3）。

排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）」第6条第1項に規定するIV海域に該当する。

当該事業の目的は、サロマ湖漁港の第2湖口水路の埋塞\*を防止するためのサンドポケット\*の造成であり、周辺海域での漁業操業や流水の影響によって決定されるしゅんせつ可能期間（4月～7月）に、しゅんせつと排出を効率的に行う必要がある。したがって排出海域は、しゅんせつ区域から比較的近く、かつ当該海域の主要な漁業であるホタテガイ漁場に影響のない海域に設定することを目指して漁業関係者との協議を経て、同意が得られた海域とした。

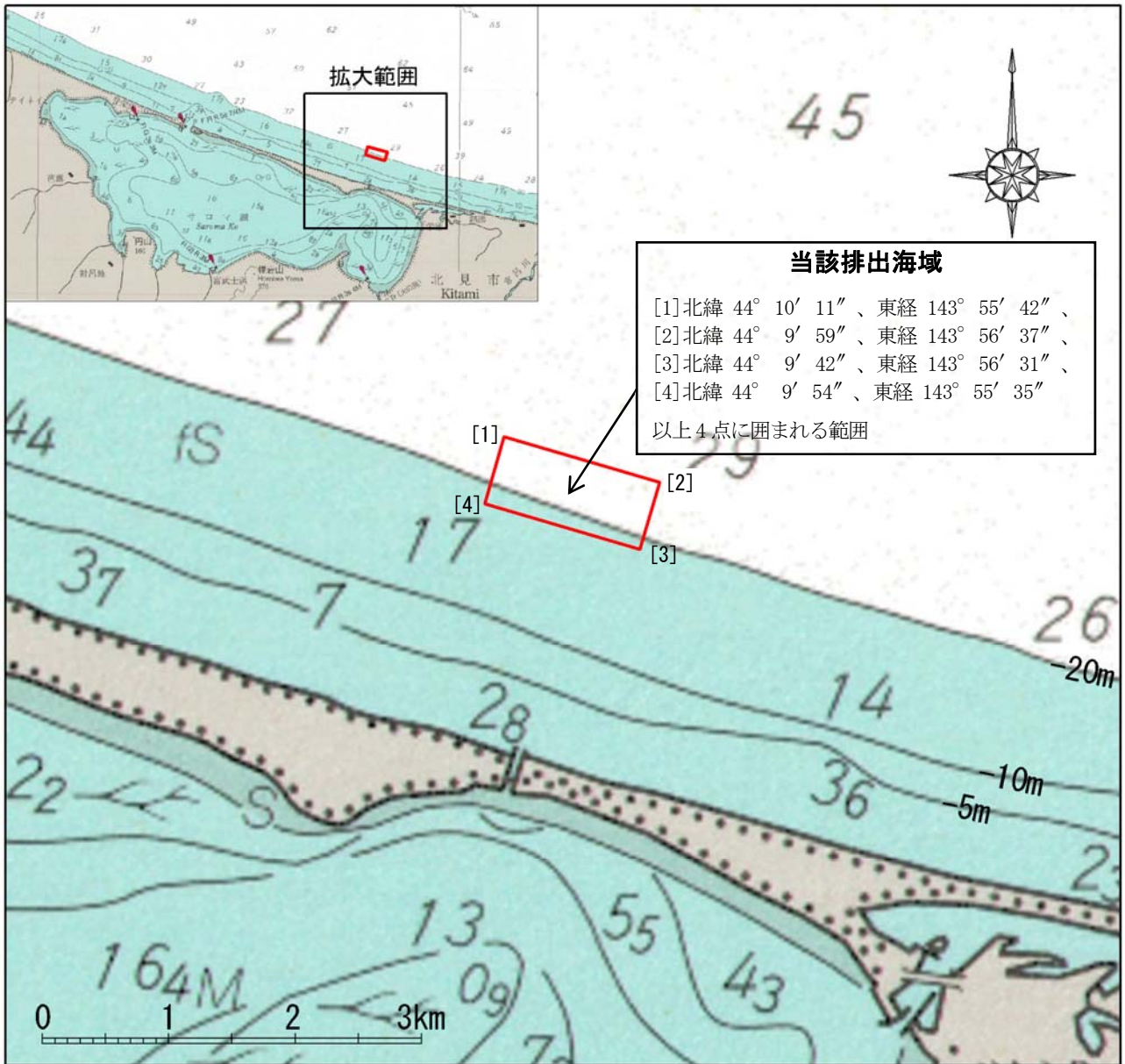
また、当該排出海域の周辺における、他の許可事業における排出海域の存在を確認するため、過去の海洋投入処分の許可状況（平成28年9月9日時点）をとりまとめた（表2、図4）。

表2、図4に示すとおり、これまで北海道では海洋投入処分の実績はなく、当該事業地域に直線距離で最も近い地点は秋田県と山形県で許可された4事業である。したがって、当該排出海域及び影響想定海域については、その他の許可における排出海域との重複は確認されなかった。

---

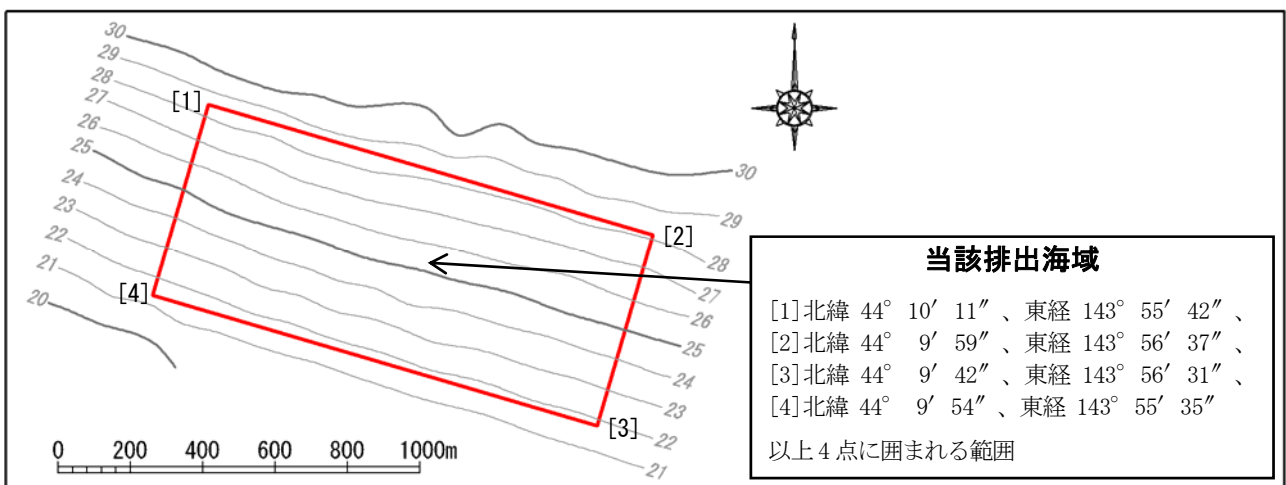
\* 埋塞：土砂によって埋まり塞がれること。

\* サンドポケット：水路が埋塞しないように人工的に砂を貯めるようにした箇所



海図 W1039「網走港至枝幸港」より作成

図 3 (1) 当該排出海域 (海図上の位置)



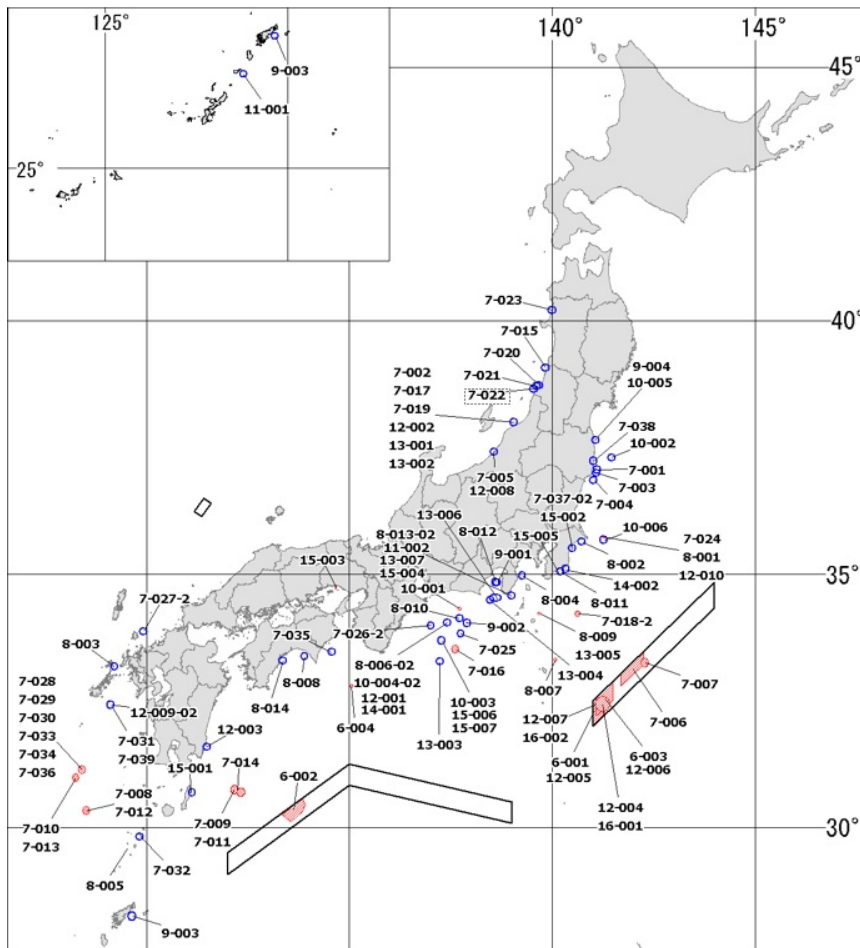
注) 等深線は、平成 27 年 6 月測量成果

図 3 (2) 当該排出海域 (深浅測量による詳細位置)

表 2 当該排出海域と周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m <sup>3</sup> )	排出海域
7-023	国土交通省 東北地方整備局 秋田港湾事務所	平成 19 年 6 月 1 日から 平成 19 年 11 月 30 日まで	270,000 m <sup>3</sup>	[1]北緯 40° 12' 38"、東経 139° 59' 11" [2]北緯 40° 12' 36"、東経 139° 59' 25" [3]北緯 40° 12' 24"、東経 139° 59' 22" [4]北緯 40° 12' 25"、東経 139° 59' 15" [5]北緯 40° 12' 20"、東経 139° 59' 14" [6]北緯 40° 12' 21"、東経 139° 59' 04" [7]北緯 40° 12' 26"、東経 139° 59' 05" [8]北緯 40° 12' 28"、東経 139° 59' 08" 以上 8 地点で囲まれた海域
7-015	山形県 (吹浦漁港)	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで	254,000 m <sup>3</sup>	北緯 39° 04' 04"、東経 139° 50' 25" を中心とする半径約 200mの海域
7-020	山形県 (由良漁港)	平成 19 年 4 月 10 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで	14,100 m <sup>3</sup>	北緯 38° 43' 35"、東経 139° 40' 30" を中心とした半径約 45mの海域
7-021	山形県 (小波渡漁港)	平成 19 年 4 月 10 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで	6,300 m <sup>3</sup>	北緯 38° 42' 15"、東経 139° 37' 30" を中心とした半径約 200mの海域

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」  
 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 18 条の 2 第 1 項 海洋施設からの海洋投入処分許可発給状況」  
 (環境省ウェブサイト 平成 28 年 9 月 9 日時点) より作成



「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 海洋投入処分 排出海域全体図」  
 (環境省ウェブサイト 平成 28 年 9 月 9 日時点) より作成

図 4 当該排出海域と近傍の他の排出海域の関係